

# 2024（令和6）年度部落差別（同和問題）等人権啓発ポスター制作等 業務委託仕様書

## 1 業務名

2024（令和6）年度部落差別（同和問題）等人権啓発ポスター制作等業務委託

## 2 業務の目的

21世紀は「人権の世紀」と言われ、人権の尊重が重要な課題と認識されるようになりました。その一方で、社会環境の変化によって新たな人権問題も生じてきており、多様な人権問題に取り組むことは喫緊の課題となっています。

今日、差別撤廃に向けてさまざまな取り組みがなされているにも関わらず、人権侵害は存在しており、なかでも部落差別（同和問題）は、解決へ向けて進んではいないものの、結婚や就職等に際しては依然として差別が後をたたない状況にあります。

今後とも地方公共団体はもとより、県民一人ひとりが部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題を本質から捉え、解決に向けて努力する必要があります。

そこで、広く県民に対して人権意識の高揚を図るため、部落差別（同和問題）等人権啓発ポスターを制作することとし、業務の実施に際して企画提案コンペを実施することにより、より効果の高い啓発の実現を図ります。

## 3 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日（月）まで

## 4 業務の内容

県民が部落差別（同和問題）等を正しく認識し、差別に対して真剣に取り組み「部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる差別をなくさなければならない」という人権意識の普及・高揚を図ることのできる啓発ポスターの制作、印刷、配送を行います。

### （1）ポスターの制作、印刷

ア 規格 コート紙135kg、カラー4色刷り

（紙の調達にあたっては、古紙パルプ配合率の高い製品あるいは、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品などを優先するよう努めること。）

イ 数量 ①B2判（縦版）（728mm×515mm） 50枚  
②A2判（縦版）（594mm×420mm） 5,000枚

### （2）ポスターの配送

ア 別途提供する送付文書データを必要枚数印刷してポスターに同封のうえ、当センターからの発送物であることを明示して送付します。（宅配便、郵送共に可。）

イ ポスターは折り目を付けない状態で送付ください。枚数が少ない場合は筒状に丸めて構いませんが、配送中に潰れないように梱包してください。枚数

が多い場合は平らな状態で梱包し、送付してください。

ウ 送付先は次の660箇所程度（各所指定する枚数）を予定しています。  
送付先データ（所属名・住所・枚数等）は、エクセルファイルで提供しま  
す。

- ① 市役所及び町役場
- ② 国公立及び私立小・中学校、高等学校等
- ③ 県庁、県地域庁舎及び地域機関、警察署、法務局
- ④ 「基本法三重」加盟企業・団体及び県内の病院
- ⑤ 人権懇話会加盟企業及び各種協会
- ⑥ 県人権センター等

(3) ポスターデジタルデータの納品  
タテ版及びヨコ版のデジタルデータを提出ください。

- ① イラストレーター（ai データ）形式
- ② J P E G 及び P D F 形式

## 5 ポスター制作に係る留意事項

次の（1）から（9）をふまえて作成してください。

(1) 県民が、部落差別（同和問題）等を正しく認識し、差別に対して真剣に取り組  
み、「部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる差別をなくさなければなら  
ない」という人権意識の普及・高揚を図ること。

(2) ポスターのキャッチコピーは次のとおりとすること。

メインコピー：学ぶこと <sup>まな</sup> かかわることで気づく <sup>き</sup> 知らず知らずの差別心 <sup>し</sup> <sup>さべつしん</sup>

サブコピー：思いやりだけでは差別はなくせません <sup>おも</sup> <sup>さべつ</sup>

《キャッチコピーの意図》

思いやることだけでは差別はなくせない。差別について無知・無関心のまま  
ではなく、学びを深め、関わるのが大切である。そうすることで自分自身の  
差別心に気づき、差別をなくすための行動を起こすことができる。

なお、図案に合わせてコピーの一部を変更する場合がある。

(3) ポスターの下部に次の文字を入れること。

「踏み出そう <sup>ふ</sup> <sup>だ</sup> 差別をなくす行動へ」 <sup>さべつ</sup> <sup>こうどう</sup>

「2022年に、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行  
されました。」 <sup>ねん</sup> <sup>さべつ</sup> <sup>かいしょう</sup> <sup>じんけん</sup> <sup>そんちよう</sup> <sup>みえ</sup> <sup>じょうれい</sup> <sup>しこう</sup>

「2016年に、障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別を解消するための  
法律が施行されました。」 <sup>ねん</sup> <sup>しょう</sup> <sup>しゃさべつ</sup> <sup>ぶらくさべつ</sup> <sup>かいしょう</sup> <sup>ほうりつ</sup> <sup>しこう</sup>

「三重県・三重県教育委員会・三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」 <sup>みえけん</sup> <sup>みえけん</sup> <sup>きょういくいいんかい</sup> <sup>みえけん</sup> <sup>じんけんけいはつかつどう</sup> <sup>きょうぎかい</sup>

- (4) 文字の書体はUDフォントとすること。
- (5) (2) のキャッチコピーをふまえて、人権尊重の精神を明るい表現、プラスの表現で訴え、親しみや好感の持てる図案とすること。
- (6) 人の目に留まるようなビジュアルを念頭におくこと。
- (7) 制作するポスターは、B2縦版、A2縦版であるが、横版でも使用できる図案とすること。  
※横版使用例：手提げ袋、ウェットティッシュ、付箋紙、ハンカチ等
- (8) ポスターは未発表作品に限る。

## 6 業務実施上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとします。
- (2) ポスター制作にあたっては、県が十分検討でき、県の意見を反映し得るような体制（日数・時間数）としてください。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとし、県が行うあらゆる啓発に使用できるものとします。（例：手提げ袋、ウェットティッシュ、下敷き、クリアファイル等）また、他の媒体への使用料は無料（支払いはないもの）とします。
- (4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

## 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 8 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 9 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合、この委託業務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法等の罰則規定が適用されるので留意してください。

## 10 連絡先

〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 693-1  
三重県人権センター 啓発課 吉村  
TEL/FAX : 059-233-5501/5511  
E-mail : jinkenc@pref.mie.lg.jp